平成２１年（フ）第２８号
北海道紋別市渚滑町９丁目１番地の３
債務者　荒川　昌代
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第９２号
岩手県奥州市前沢区生母字谷地前60番地１
債務者　千葉　輝義
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第９５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢竹原21番地
債務者　阿部　　茂
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第９６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢竹原21番地
債務者　阿部のぶ子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第９７号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢竹原21番地
債務者　阿部　　学
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第９９号
岩手県奥州市水沢区黒石町字二渡231番地伊藤悦宏方
債務者　加藤喜美恵
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１０７号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字天井町19番地１
債務者　家子　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第６４０号
埼玉県入間市春日町２丁目14番７―202号
債務者　角田　敬子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６５４号
埼玉県狭山市入間川２丁目24番27号　入間川プレミアム101、前住所埼玉県狭山市笹井１丁目11番２―301号
債務者　市田貴代子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４７０号
埼玉県比企郡小川町大字小川1239番地４
債務者　市川　朋子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４８５号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居740番地３
債務者　大澤　浩志
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４９０号
埼玉県熊谷市箱田７丁目４番15号
債務者　門叶加代子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５９６号
新潟市江南区丸山182番地２、前住所新潟市江南区西町５丁目２番４号
債務者　小林　皓代
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３号
愛知県江南市古知野町牧森204番地
債務者　間宮　章仁
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１１８号
三重県松阪市五十鈴町67番地
債務者　上野　秀貴
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１１５号
京都府亀岡市千代川町小林下戸23番地
債務者　水浦シヅ子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
京都府亀岡市篠町野条イカノ辻北37番地
債務者　中井　典光
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
京都府亀岡市篠町野条イカノ辻北37番地
債務者　中井　美帆
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係